きりん通信No.101

3
2024

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333－0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904･905
TEL 048-423－2395　FAX 048-423-2394
URL　：https://www.sr-kirin.jp/
e-mail：kirin@sr-kirin.jp

2024 年(令和 6 年)3 月号

決定済み
適用待ちの改正

令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年１回、３月分（**４月納付分**）から適用される保険料率の見直しを行います。原則、4 月に支給する給与計算から、新保険料を適用します。各都道府県の保険料率は、次のように決定されました。

令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率

1　一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕＿＿は変更あり（神奈川県以外は変更あり）

埼玉県	９．７８％	東京都	９．９８％	山形県	９．８４％
茨城県	９．６６％	栃木県	９．７９％	千葉県	９．７７％
神奈川県	１０．０２％	岐阜県	９．９１％	滋賀県	９．８９％
京都府	１０．１３％	大阪府	１０．３４％	兵庫県	１０．１８％
広島県	９．９５％	山口県	１０．２０％	佐賀県	１０．４２％
大分県	１０．２５％	沖縄県	９．５２％		

2　介護保険料率〔全国一律／40 歳以上 65 歳未満の方

全国一律	介護保険料	１．６０％（１．８２％から変更）

新・マイナンバーカードのデザインです

〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和６年度における改定は予定されていません。

改正予定

令和 6 年 4 月から現物給与の価格が改正されます

賃金は「現金払いの原則」と法律で定められていますが、会社が社員に食事や住居を提供している場合、社会保険料の算定において、食事や住居の提供を現金換算して、賃金に含めます。これを現物給付と言います。令和 6 年 4 月から、食事に対する現物給与価格が変更されました。

都道府県名		食事で支払われる報酬等				
		1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額
11	埼　玉	22,500	750	190	260	300
12	千　葉	22,800	760	190	270	300
13	東　京	23,400	780	200	270	310
14	神奈川	23,100	770	190	270	310

※勤務地の都道府県での価格となりますので、「現物給与の価格」で検索してご確認下さい。

ちょっと
ひといき

健康診断で胃カメラを実施しました

今年、初めて胃カメラ検査を実施しました。3 年ほど前から発作的に胸が苦しくなることがあり、軽い心筋梗塞かと思い、何度か心臓内科を受診。ニトロを持ち歩いていたほどでしたが、今回の胃カメラ検査で、「逆流性食道炎」の可能性が極めて高い事が判明しました。私と同じように心臓疾患と勘違いされる方も多いそうです。今回原因が分かってほっとしました。

人口減少、人手不足、だからというわけではありませんが、社員の健康を守る福利厚生、健康経営の考え方が注目されています。従業員の健康を守る意識の高い企業として、「健康経営優良法人」認定マークも人気です。

きりん事務所では認定マークの取得支援にも力を入れていますので、ご興味があれば是非ご相談下さい。求人にも効果大です！

健康経営優良法人
Health and productivity

改正予定　在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定　令和6年4月から

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額（支給停止調整額）が、「48 万円」から「50 万円」に改定されます。

～令和６年３月

①賃金（賞与込み月収）＋ ②年金の月額が、
・「48 万円」超えないとき➔ 年金の支給停止なし
・「48 万円」超えるとき ➔ 年金を支給停止（超える額の２分の１を支給停止）

令和６年４月～

①賃金（賞与込み月収）＋ ②年金の月額が、
・「**50 万円**」超えないとき➔ 年金の支給停止なし
・「**50 万円**」超えるとき ➔ 年金を支給停止（超える額の２分の１を支給停止）

〈補足〉上記の支給停止の仕組みは、令和４年４月施行の改正で、60 歳台前半の在職老齢年金と 60 歳台後半・70 歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

少子化問題　令和5年　出生数過去最少　758，631人（R5年1月～12月速報）

令和６年２月２７日厚生労働省発表の統計データをご紹介します。今回は今年 40 歳を迎える方が生まれた１９８４年と比較してご紹介いたします。

●出生数・・・７５８，６３１人　（１９８４年　１，４８９，７８０人　　５０％）
●婚姻数・・・４８９，２８１組　（１９８５年　７３５，８５０組　　６６．５％）
●離婚数・・・１８７，７９８組　（１９８４年　１６６，６４０組　　１１２．６％）

グラフで見ると、本当に顕著に人口が急激に減っていくのを実感します。政府は迫りくる労働力不足に備え、続々と法改正を実施していきます。

１．育児介護休業法改正　２．外国人雇用に関する法改正　３．年金制度の見直し　４．定年年齢

来年の４月には、子の看護休暇の年齢などが引き上げられますので、詳細はまた後日ご連絡致します。

また、少ない労働力人口を大切に育成するための人材育成に関する助成金も拡充しています。

おしらせ

きりん事務所のご報告です。今年は新たに１名、給与計算実務能力検定１級試験に合格することが出来ました。法改正や様々な特例措置などが続きますが、スタッフ一同日々鍛錬に努めて参ります。

社員教育を支援する助成金～人材育成支援助成金～

新人の教育訓練には、受講料や訓練期間中の賃金を対象とする助成金が活用できます。きりん事務所では、採用後約 1 年間、有期契約で多くの訓練を実施して正規雇用に繋げています。ご興味があれば是非ご相談下さい。

きりん事務所人事異動　　新　　旧

上原冬樹	部長	１号２号業務　企画開発	主任
久保理枝	課長代理	１号業務統括	係長

【社労士業務の１号、２号】　●１号業務（行政機関への申請等）　●２号業務（人事労務関連書類整備等）

◆山本五十六の名言◆

やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ
話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず
やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず

この言葉は、日露戦争や太平洋戦争を生き抜いた海軍軍人の言葉ですが、「今の若者」に対する教育の事を言っているようにも聞こえないでしょうか？

山本氏は、1904 年に海軍兵学校を卒業し、海軍に所属。1935 年(51 歳)には連合艦隊司令長官となって海軍実戦部隊のトップに立った人物です。昭和は「厳しい」、平成は「甘い」という事ではなく、人間の本質は変わらないのかもしれないと感じます。　今月は、日本の難しい時代を生き抜いた軍人、山本五十六氏の言葉をご紹介いたしました。戦争は絶対的に反対ですが、この時代に生きていたら想像し難い多くの苦難を乗り越えた方だろうと畏敬の念を抱きます。